

令和5年(チ)第43号
清算法人 世界平和統一家庭連合

報 告 書 (第2回)

令和8年5月20日

東京地方裁判所民事第8部非訟係 御中

清算人 弁護士 伊藤 尚

第1 清算事務の概況

報告書(第1回)の提出日頃から本報告書提出日までの清算人団による主な清算事務の経過の概要は、以下のとおりである。

1 債権申出の受付の開始

清算人団は、令和8年5月20日、債権者による本法人に対する債権の申出の受付を開始した。

(1) 債権申出の方法

債権の申出は、以下のオンライン又は書面の方法による。

① オンラインによる債権申出の方法

清算人ホームページを通じてオンライン債権申出フォームにより債権申出をする方法である。

債権の申出をする者は、アカウント登録をし、ログインをした上で、表示画面に従って申出人及び債権に関する情報を入力して、その債権を申し出る。

② 書面による債権申出の方法

清算人団が用意した債権申出書の様式に必要事項を記載して郵送することにより債権申出をする方法である。

債権の申出をする者は、清算人ホームページに掲載した債権申出書の様式を印刷し、同ホームページに掲載した注意事項を読んだ上で、債権申出書の様式に必要事項を記載して、これを所定の提出先に提出する。債権申出書の様式の郵送を希望する申出人は、清算人コールセンターに連絡すれば、債権申出書の様式の郵送を求めることができる。

《清算人ホームページ》

<https://ffwpu-seisan.jp>



《清算人コールセンター》

電話番号：0570-666542 (ナビダイヤル)

電話受付時間：平日午前9時～午後5時

(2) 債権申出の期間

債権申出の期間は、令和8年5月20日から令和9年5月20日までの1年間である。清算人は、令和8年4月22日から同月24日にかけて、債権の申出を催告する官報公告をした（宗教法人法第49条の3第1項参照）。

(3) 債権申出制度の周知

清算人団は、相当数に上るとみられる債権者に対して債権申出の制度及び方法を広く周知するため、令和8年5月下旬以降、日刊新聞紙への広告及びテレビでのコマーシャル等の広報を行うことを予定している。

(4) 献金等情報開示申請の受付

清算人団は、債権申出の受付開始に伴い、債権の申出を検討する者からの献金等情報開示申請を受け付けることとした。これは、債権の申出を検討する者が、債権の申出をするかどうかや申出の内容を検討するのに資する情報として、当該者やその被相続人が本法人に対して過去に行った献金等の情報であって、清算人団が把握している本法人保有データについて、当該者からの申請に応じて、清算人団の判断によりこれを当該者に提供するものである。なお、本日時点で清算人は、本法人に対してなされた長期間に亘る、また網羅的な献金等の記録を入手しているものではない。そのため、この開示は、本法人に存しかつ清算人が認識しえた資料に基づく情報を開示するものであり、過去の全ての献金等の情報を網羅的に開示しうるものではない。この開示については、個人情報保護法などの法令に留意し、献金者（又はその者がすでに死去している場合にはその相続人）からの申請に限って応ずる方針である。

債権の申出を検討する者による献金等情報開示申請の方法、誓約事項その他の留意事項については、清算人ホームページに記載のとおりである。

2 会計・経理

報告書（第1回）のとおり、本法人の各施設に属する職員に対する給与その他の各施設の費用の支払は、清算開始前には当該各施設からなされていたが、清算開始後、これらの支払を本法人の本部（東京都渋谷区松濤）から集中的に行うことができるようにするため、全国の各施設から本部への情報の集約及び経理体制の整備を進めてきた。本部による集中的な支払体制の整備に相応の期間を要しているが、本法人の職員（本部の経理担当者ら並びに各施設の会計担当者及び総務担当者ら）や経理業務専門会社の助力を得て、支払体制の整備を進めつつある。

3 労務

報告書（第1回）のとおり、清算事務に必要な経理、総務、法務、人事及びIT等の担当職員を除く約900名の職員を、令和8年5月20日をもって解雇した。これにより、本報告書提出日時点の職員は約500名となっている。

職員の雇用契約の取扱いについては、前記2の経理体制の整備並びに後記4(1)の賃貸借契約の解約及び賃借不動産の明渡し等、経理事務や労務管理、申出債権の調査等の

清算事務の状況等を踏まえ、引き続き検討する方針である。

4 資産

(1) 不動産

本法人は、清算開始日において、約200件の不動産を所有し、約700件近くに上る不動産を賃借していた。

所有不動産については、報告書（第1回）のとおり、清算人団において今後その対応方針を決定する予定であり、また、遊休不動産（本法人が利用しておらず、関連団体とされる法人・団体に使用させていた不動産を含む。）については、先行して売却活動に着手する予定である。

賃借不動産については、令和8年3月分及び4月分の賃料等の支払を行ったが、件数も多いため相応の金額に及ぶ。そこで、賃料や管理諸経費の支出を抑えるため、その内部にある清算事務に必要な動産類の処分や、清算事務に必要な資料・動産類の搬出及び集約をはじめとする作業に着手し、順次賃貸借契約の解約及び賃借不動産の明渡しを進めている。

(2) 自動車・船舶

清算開始日において、本法人は、約600台の自動車及び2隻の船舶を所有していた。

本法人は、清算開始日後、運行供用者責任（自動車損害賠償保障法第3条）を負わぬよう、一部の限られた例外を除いて自動車の利用を禁止してきた。本法人の賃借不動産には多数の駐車場が含まれており、前記(1)の駐車場に係る賃貸借契約の解約及び明渡しに向けた作業と並行して、本法人が所有する自動車についても売却等の処理を進めている。

本法人が所有する船舶は、いずれも清算事務には必要ではないので、港湾係留費用等の支出を抑えるため、売却又は廃船の手續に着手している。

(3) 墓地・霊園

報告書（第1回）のとおり、本法人に関係する墓地・霊園については、不動産の権利状況や、その経営者及び管理者の状況がさまざまであることから、清算人団は、墓地・霊園に係る権利義務関係の承継の方法等について、引き続き慎重に検討をしている。

5 訴訟等

清算開始日において本法人を当事者として係属中であった訴訟及び調停のうち、本法人が原告となっている訴訟については、速やかに訴訟を完結させることを目指す方針とした。本法人が原告となっていた訴訟の一部はすでに完結している。

他方で、本法人が被告又は相手方となっている訴訟及び調停（本法人に対して損害賠償を求める内容のもの）については、本法人が清算手続に入ったことに伴い、本清算手続との関係では、原告及び申立人も、債権申出期間中にその債権の申出をすることとな

ると見込まれる（宗教法人法第49条の4の規定により、債権申出期間の経過後に申出をした債権者は、本法人の債務が完済された後まだ権利の帰属すべき者に引き渡されていない財産に対してしか請求をすることができなくなるため）。本法人が被告又は相手方となっている訴訟及び調停の目的（債権の有無及び内容の確定並びに弁済）は、本清算手続における債権の申出、申出債権の有無及び内容の調査並びにその結果等を踏まえた弁済と、その目的において共通する面があるから、清算人団としては、本清算手続の進行状況を踏まえながら、かかる訴訟及び調停について適切に対応をしていく方針である。

第2 財産の状況等に関する資料の作成状況

本法人は、法令上、解散と同時に決算期を迎え、その後、もともとの決算期である3月31日にも再度決算期を迎える。そこで、清算人は、解散・清算開始日である令和8年3月4日時点の決算作業と、その後の同年3月31日時点の決算作業とを進めており、これらの作業については、前記第1の2のとおり、清算人団は、本法人の職員や公認会計士、経理業務専門会社の助力を得つつ、両決算期現在の財産の状況等に関する資料の作成作業を行っている。

以上